## 家賃支払の確認等について

お客様がご使用になっている住宅の家賃等について、お支払の確認がとれておりません。 つきましては、お手元の預金通帳等でご確認のうえ、お支払されていないときは、下記第2項 のとおりお支払下さい。

なお、このお手紙と行き違いにお支払の節は、あしからずご容赦ください。

記

1. 確認をお願いする家賃等 (令和4年3月15日現在)

令和4年1月分 《約定の支払期限:令和4年1月25日》 令和4年2月分 《約定の支払期限:令和4年2月25日》

注)1. のご確認対象は令和4年1月分及び令和4年2月分家賃等お支払い 若しくは利息相当額不足のお客様です。

- 2. 未払いの場合のお支払方法
  - ① 令和4年1月分は、システム上、口座振替でのお支払はできません。

東京東住まいセンター窓口、または、振込で令和4年3月25日(金)までに、約定の遅延利息と共にお支払ください。

- 注)振込をご利用の場合は、事前に下記まで金額等を必ずお問い合わせのうえお振込みください。
- ② 令和4年2月分は、令和4年3月25日(金)に再度ご口座に請求いたしますので、令和4年3月24日(木)までに、約定の遅延利息と共に預貯金口座にご入金くださいますようお願いいたします。
  - 注)引落当日《令和4年3月25日(金)》にご入金いただいても、口座振替ができない場合があります。
- \*3月分の家賃等についても所定の期日までに必ずお支払下さい。
- \* 督促等の通知がでているにもかかわらず、家賃等の滞納が解消されない場合、URが法的措置を取る ことがありますので、ご留意ください。
- \* また、倉庫及び駐車場を契約されている方は、住宅の法的措置に伴い、倉庫や駐車場にも同様の措置をとる場合がありますので、あわせてご留意ください。

以上

## お問合わせ先

〒 130-0022

東京都墨田区江東橋4-26-5 東京トラフィック錦糸町ビル本館7階 株式会社URコミュニティ 東京東住まいセンター 収納担当

TEL 03(5600)0811(代表)

\*音声案内に従い「1」番を押してください。

(電話番号はお掛け間違いのないようご留意お願い致します。)

営業時間:9時30分~17時30分(日・祝休)